

## 公立大学法人長野県立大学評価委員会運営要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、公立大学法人長野県立大学評価委員会条例（平成29年長野県条例第37号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、公立大学法人長野県立大学評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

### (傍聴人に対する指示)

第3 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

### (臨時委員の配置)

第4 委員長は条例第4条第1項の規定により臨時委員を置く必要があると認める場合は、委員会に諮った上で、知事にその旨申し出るものとする。

### (意見の聴取)

第5 委員長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めたときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

### (議事要旨等の公表)

第6 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表するものとする。ただし、第2ただし書の規定により会議を公開しないこととされた案件にかかるものについては、委員長が委員会に諮って当該議事要旨及び会議で使用した資料を公表しないことができる。

### (補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成29年8月4日から施行する。